

水産業の振興に関する提言・要望

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 漁業所得補償制度については、地域の実情を踏まえた制度設計を行うとともに、円滑な実施に向け、関係者への周知徹底に努めること。
3. 海洋生物等の環境調査や水産資源の動向調査の充実を図るとともに、クロマグロ等、水産資源の管理対策を強力に推進すること。
また、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、密漁等違反防止対策を強化するとともに、漁業調整の円滑な推進を図ること。
4. 多大な漁業被害を引き起こす大型クラゲの発生メカニズムを早期に解明するとともに、駆除対策の充実を図ること。
また、漁獲被害、漁具被害に対する支援措置を講じること。